

知って得する!

法律コラム



弁護士 根来真一郎

聞いたことがあるけれどもよく知らない!?
調停について

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

よつば総合法律事務所の弁護士の根来(ねごろ)です。調停という言葉は耳にされたことがある方もいらっしゃると思います。今回は、訴訟とはまた別の制度である調停がどのような制度かについてお話をさせていただきます。

1 調停とは

調停とは、裁判所の調停委員会が当事者双方の言い分を聞いて歩み寄りを促し、当事者双方の合意によって紛争の解決を図る手続きです。裁判官が判決等を示して紛争を解決する訴訟とは異なる手続きとなります。

2 調停の種類

調停にはどんな種類があるのでしょうか。

民事調停は、金銭の貸し借りの紛争、売買に関する紛争、交通事故をめぐる紛争等、民事上の紛争を扱います。

特定調停は、借金で困窮されている方等が支払を続けることが困難な場合に、生活再建のために債権者と返済方法を話し合う手続きです。

家事調停は、遺産分割の紛争、離婚の紛争、養育費の紛争等の家庭内の紛争について扱います。

3 手続きの流れ

民事調停は次のような流れで進みます。

(1) 申立

原則として、相手方の住所を管轄する簡易裁判所に申立書を提出します。申立書は裁判所のウェブサイトからダウンロードすることも可能です。

(2) 調停期日の指定・当事者の呼び出し

調停期日が決定すると、当事者(調停の申立人及び相手方)が裁判所に呼び出されます。

(3) 調停期日の実施

裁判官1名と調停委員2名からなる調停委員会が、当事者の双方の言い分を聞き、歩み寄りを促すなど紛争解決を目指します。調停期日は、傍聴人がいる公開の法廷ではなく非公開の調停室で行われます。

(4) 調停成立・調停不成立

合意に至った場合、調停が成立します。合意に至らなかった場合、調停不成立となります。場合によっては、裁判所が紛争解決のために調停に代わる決定を行うこともあります。

4 調停のメリット

(1) 手続きが簡単

裁判所が用意している申立書に必要な事項を記入して提出することで申立が可能です。

(2) 実情にあった解決の可能性

当事者双方が話し合うことで紛争解決を図るため、実情に合った解決ができる可能性があります。

(3) 費用が低額

裁判所に納める手数料が訴訟に比べて安くなっています。

(4) 秘密が守られる

調停は非公開の手続きなので、第三者に知られたくない話をするのが可能でプライバシーが守られます。

(5) 早期解決の可能性

解決までの時間が訴訟と比べて短く済む可能性があります。

(6) 判決と同じ効力

双方が合意し調停が成立した場合、調停調書が作成されます。調停調書は判決と同じ効力を持ち、強制執行を申立てることも可能です。

5 調停のデメリット

(1) 相手方が欠席する可能性

調停は話し合いの手続きであるため、相手方が調停を欠席する場合には合意することができません。調停を欠席する相手方を強制的に出席させることもできません。

(2) 解決のためには合意が必要

調停は話し合いの手続きのため、合意が出来なければ調停は成立しません。合意に至らなかった場合、時間だけかかっても調停不成立となってしまいます。

6 最後に

今回は調停についてお話をさせていただきました。今回の原稿を書くに当たり少し調べてみたところ、なんと令和4年10月に調停制度は発足100周年を迎えるとのことでした。

裁判を選択するか、調停を選択するか等は難しい判断となることも多いです。お悩みの際は、弁護士によくご相談をされることをお勧めいたします。